

2019年6月10日

関東地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際研修協力機構

## 技能実習制度及び地域協議会に関する意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

## 1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連

## (1) 技能実習計画認定に関して

- ① 提出が必要となる計画認定申請書類等について、一定の簡略化と減量化が図られたが、さらなる簡略化、減量化を進めていただきたい。
- ② 技能実習生の居住費については、自己所有物件の場合、建設・建築等に要した費用、物件の耐用年数等を勘案して算出した合理的な額でなければならないとされているが、この費用の積算にあたり、どのような費用であれば認められるのか、また、耐用年数を算定する際の基準等、計算に苦慮することが多いため、典型的な基準の設定等の具体的な例を示していただきたい。
- ③ 新制度施行から1年以上が経過し、技能実習計画の認定に際し、各地方事務所・支所による、申請書の書き方、添付書類等の記載方法や提出指導・要求のばらつきは解消されつつあるが、依然として統一されていない事項があることから、引き続き統一されるよう努力していただきたい。技能実習計画の作成にあたっては、監理団体は実習実施者に指導を行うこととされているが、実習実施者を管轄する各地方事務所・支所毎に指導内容が異なるとこれに対応することは困難であるという事情を考慮いただきたい。

## (2) 報告書・届出書等の提出等について

現状では、技能実習生の帰国が技能実習計画の満了日の一日前であっても、技能実習実施困難時の届出が必要とされているが、航空チケットの予

約の都合上、どうしても満了日前の帰国とならざるを得ないケースが発生する。届出が煩雑になるので、提出が必須となるケースを精査していただき、必須以外のものについては届出不要とする扱いについて検討いただきたい。（たとえば、有給休暇を使用して満了日前に帰国するケースもあるが、有給休暇は雇用契約上の「所定労働日」に与えられるものであり、雇用契約期間の短縮ではないことから、技能実習計画の一部として認められると解釈できるため届出は不要と考える。）

### (3) 実地検査の結果公表に関して

法務省による不正行為の状況の公表、厚生労働省による実習実施機関に対する監督指導・送検等の状況の公表と同様、技能実習機構が実施した実習実施者への実地検査の結果について、指摘事項等を取りまとめて公表いただきたい。特に、技能実習法の施行を踏まえ、実習実施者において、技能実習機構が実地検査の際にどのような点を指摘しているのかを知り、今後の事業の適正化の参考にしたいとの希望が強い。そのため、四半期毎等の短いスパンでの取りまとめ、公表をお願いしたい。

### (4) 受検支援に関して

- ① 技能検定等（特に3級等の上位級）の受検日、会場等がなかなか決まらず困るケースがあるようであり、受検手続支援に関し、技能実習機構から試験実施機関へのスムーズな情報連絡をお願いしたい。
- ② 職種・作業によっては、実習実施者住所地の県職業能力開発協会では、技能検定を実施していないケースがある。このような場合には、他県での受検が可能になるように、技能実習機構において調整をしていただきたい。
- ③ 技能実習3号における技能実習計画審査基準が整備されていない職種がある。全職種・作業での技能実習3号移行が可能となるよう、審査基準の早期の整備に向けて試験実施機関である業界団体との連絡会議を持つなど連携の強化を図っていただきたい。

### (5) 調査・統計に関して

外国人技能実習機構のホームページに「調査・統計」ページがあるが、未だ公表されていない。技能実習制度の動向把握のため、技能実習制度の各種統計データの速やかな公表をお願いしたい。

## 2. 出入国在留管理局関連

出入国在留管理局に対しては、技能実習機構の技能実習計画の認定後、在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請を行うこととなるが、技能実習期間と在留期間が必ずしも連動していないことから、認定された技能実習計画を添付しているにも関わらず、許可される際に技能実習計画を全て遂行できないような在留期間による許可がなされることがあり、このような場合においても技能実習困難時の届出が必要となるので、技能実習期間を全て履行できるような在留期間について検討願いたい。

## 3. 技能検定等の受検体制関連

技能検定試験制度について、内容が古くすでに現場で使用されなくなった機器を対象にしている等の声が散見される場所である。また、技能検定3級等の受検に際し、試験官及び試験会場がなかなか確保できない職種（機械関係・プラスチック成形等）や受検料が高い、試験が難しすぎる等の声を聞く職種・作業（溶接職種、自動車シート縫製作業等）もある。こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大のため、行政として技能検定試験の体制構築をお願いしたい。

2019年6月11日

技能実習法に係る  
関東地区地域協議会 御中

労働組合わたらせユニオン  
執行委員長 尾崎 輝夫

### 技能実習制度に関する意見書

技能実習法に係る関東地区地域協議会の開催にあたり、以下の通り意見を述べます。

日立グローバルライフソリューションズ（2019年3月までは日立アプライアンス株式会社）栃木事業所で、2018年2月から技能実習生として働いていたフィリピン人技能実習生21人が、2年目の技能実習計画が認可されず、2019年2月から3ヶ月の短期滞在ビザを繰り返しています。この間、就労できないため、平均賃金の65%の支給を受けているものの、自宅待機が100日を超えています。わたらせユニオンが把握しているのはフィリピン人実習生ですが、日立グローバルライフソリューションズ栃木事業所には、他にも同じ境遇に置かれているベトナムの実習生などがあるものと思われます。

日立製作所とグループ会社10社の計11社12事業所は、昨年4月から9月にかけて、外国人技能実習機構の現地検査で技能実習適正化法違反があるとして改善勧告や指導を受けました。日立グローバルライフソリューションズも、昨年7月、日立アプライアンス多賀事業所（茨城県日立市）が是正勧告や、指導を受けました。

日立グローバルライフソリューションズ栃木事業所は、外国人技能実習機構からの改善勧告や指導は受けていないとのことですが、今年2月に始まる2年目の技能実習計画が調査中として認可されていません。

技能実習ビザが更新されないことについて、実習生たちには何の責任もありません。会社が実習計画を提出したのは昨年の12月ですから、既に6ヶ月たなざらしになっています。3ヶ月以上も自宅待機という状態に置かれ、実習生たちはすることもなく精神的に追い込まれつつあります。

人道的な観点からも、早急に結論を出し、認可して技能実習を再開するのか、認可を認めないとして帰国させるのか決定すべきです。会社は、行政判断により実習が中止になった場合には、残りの実習予定期間であった2年間の基本賃金を支払うことを約束しています。

実習生が不利益を被らないためにも、実習計画が提出されたならば、速やかに認可、もしくは不可の判断をすべきです。

以上